

(改訂) 一般廃棄物会計基準

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
はじめに	<p>廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。</p> <p>このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。</p> <p>意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町</p>	はじめに	<p>廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。</p> <p>このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。</p> <p>意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。</p> <p>このような背景のもと、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、平成17年度から2年間にわたり、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法について検討を行った。</p>		<p>においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。</p> <p>一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村(一部事務組合・広域連合を含む)(以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したものである。</p> <p>地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。</p> <p>これを受け、基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行い、現行会計基準を改訂するに至った。</p> <p>「(改訂) 一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>「一般廃棄物会計基準」は、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4に基づき助言するものである。</p>		<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき助言するものである。</p>
		第一章	一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項
1.1 一般廃棄物 会計基準の 意義	<p>地方公共団体の経営を進めるためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体においてすすめられているところである。</p> <p>市町村が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者による事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。</p>	I 一般廃棄物 会計基準の 意義	<p>地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体において進められているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者による事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものである。一般廃棄物会計基準を活用することにより市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。		一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。
1.2 作成主体	財務書類の作成主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。	II 作成主体	財務書類の作成主体は、一般廃棄物の処理に関する事業を行う地方公共団体とする。
1.3 財務書類の 作成目的	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、一般廃棄物会計に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意志決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。 また、この財務書類を作成する目的は、市町村が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにすること「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」にある。 	III 財務書類の 作成目的	<p>地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意思決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。</p> <p>また、この財務書類を作成する目的は、地方公共団体が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにすること「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」にある。</p>
1.4 財務書類の 一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物会計の一般原則は、以下の2つに分類される。 	IV 財務書類の 一般原則	
—	—	1 理解可能性 の原則	理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が、会計の専門知識を有しない一般の住民にとって、できるだけ簡潔にわかりやすく作成され、理解できるものとなっているかを意味する。
1.4.1 目的適合性 の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、2①情報利用者が事後的に市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、②情報利	2 目的適合性 の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が事後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、②

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>使用者が市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、③財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。</p>		<p>情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、③財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。</p>
1.4.2 信頼性の原則	<p>信頼性の原則とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、②情報利用者の意志決定を歪めることはないか（中立性）、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。</p>	3 信頼性の原則	<p>信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか（中立性）、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。</p>
1.4.3 その他の一般原則	<p>その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、②財務情報が会計期間または他の市町村との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。</p>	4 その他の一般原則	<p>その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、②財務情報が会計期間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。</p> <p>なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならないという原則（完全性の原則）については、一般廃棄物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる観点から、本基準では、一般廃棄物の処理に関する事業に係るストック情報（ある一時点の財産残高）を網羅していることを意味する。</p>
1.5 財務書類の構成	<p>一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書（以下、「原価計算書」と示す場合もある。）、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト</p>	V 財務書類の構成	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書、一般廃棄物の処理に関する</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	ト計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧とする。		事業に係る行政コスト計算書とする。
1.6 作成の基礎 となる計数	財務書類は、市町村の決算及び公有財産台帳における計数を基礎として作成する。	VI 作成の基礎 となる計数	財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数を基礎として作成する。 固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯をその資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものとして、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知）」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているものである。
1.7 対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年とする。	VII 対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年（出納整理期間中における取引を含む）とする。
1.8 対象とする 一般廃棄物 の処理に関 する事業	市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。 なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準の対象外である。 また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。	VIII 対象とする 一般廃棄物 の処理に関 する事業	地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。 なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とし、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物については、原則として本基準の対象外とする。 また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。
1.9 連結の手法	市町村（組合を除く）が構成団体として加入する一部事務組合等の場合は、当該構成団体の連結対象とする。 組合との連結の手法については、各構成団体の経費負担割合に応じた比例連結とし、補足情報として経費負担割合で比例連結したこと等を注記する。また、組合に対する経費の負担割合が重要でないものは、連結の範囲に含めないことができるとし、この場合にもその旨を注記する。連結を行う場合、市町村	IX 連結の手法	市町村（特別区を含む）が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成団体の連結は行わない。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	は組合負担金については、入力しない。 ただし、上記の算定ができない場合については、委託業務と同様の扱いとし、市町村（組合を除く）は組合負担金を入力する。		
—	—	X 本基準の位置づけ	本基準は、必要に応じて随時改善を重ねていくこととする。なお、本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や環境行政に資する財務書類の作成や原価計算の実施を妨げるものではない。
1. 10 他の会計との関係		XI 他の会計との関係	
1. 10. 1 新地方公会計制度研究会報告書に準拠している点	以下の点については、総務省が設置する新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に基本的に準拠している。 — 資産・負債の定義、区分 — 費用・収益の定義、区分 — 減価償却の方法、対象 — 連結の手法	1 総務省による地方公会計制度に準拠している点	以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月）、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）に基本的に準拠している。 — 資産・負債の定義、区分 — 費用・収益の定義、区分 — 減価償却の方法、対象
1. 10. 2 環境会計ガイドラインとの関係	市町村が環境省による「環境会計ガイドライン2005年版」（平成17年2月）に基づいて環境会計を実施している場合、以下に示す関係にある。 — 事業エリア内コストの資源循環コストのうち「一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト」及び「一般廃棄物の処理・処分のためのコスト」は、原価計算書の作業部門の費用に該当する。 — 管理活動コストのうち、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門の経常費用「その他の一	—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用」に該当する。</p> <p>－ 環境保全対策に伴う経済効果の実質的効果の収益のうち、リサイクルによる有価物の売却収入は、原価計算書の「資源売却収入」に該当する。</p>		
1. 11 用語の定義		－	－
1. 11. 1 一般廃棄物 関連の用語		－	－
1. 11. 1. 1 一般廃棄物 の担当部門	<p>一般廃棄物の担当部門を、作業部門(収集運搬・中間処理・最終処分・資源化)と管理部門に区分する。</p> <p>各部門の定義は以下のとおりである。</p> <p>【作業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬部門…収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。 <p>収集運搬業務を担う部門を収集運搬部門という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理部門…中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。 ・最終処分部門…最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。 <p>最終処分業務を担う部門を最終処分部門という。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化部門…資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオ 	XII 担当部門の 定義	<p>一般廃棄物の処理に関する事業の担当部門を、作業部門、管理部門に区分する。</p> <p>各部門の定義は以下のとおりである。</p> <p>【作業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬部門…収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬、指定袋やシール等の製造を含む。 ・中間処理部門…中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。 ・最終処分部門…最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。埋立地の維持管理等を含む

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>マスのメタン化等を含む。処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門とする。資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を資源化部門という。</p> <p>【管理部門】 作業部門の管理を行う部門を管理部門という。</p>		<p>【管理部門】 ・管理部門…作業部門の管理業務を行う部門。作業部門の管理とは、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等を指す。</p>
	<p>1. 11. 1. 2 焼却残さ埋立量 焼却残さ埋立量とは、中間処理（焼却）の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 3 残さ焼却量 残さ焼却量とは、中間処理（焼却以外）あるいは資源化の後、中間処理（焼却）施設へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 4 処理残さ埋立量 処理残さ埋立量とは、中間処理（焼却以外）あるいは資源化の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 5 資源化量 資源化量とは、中間処理あるいは資源化の後、資源回収業者へ引き渡される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 6 積載区分 積載区分とは、一般廃棄物を収集運搬する際に同じ車両に同時に積載されている一般廃棄物種類の組合せを指す。</p> <p>1. 11. 1. 7 積載区分別のべ収集運搬時間 積載区分別のべ収集運搬時間は、当該積載区分の年間出動時間に乗車人数を乗じて算出する。</p> <p>1. 11. 1. 8 収集運搬量 収集運搬量とは、収集運搬した一般廃棄物の重量を指す。</p>	-	-

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>1. 11. 1. 9 収集運搬容積 収集運搬容積とは、収集運搬した一般廃棄物の容積を指す。 各一般廃棄物種類の収集運搬容積を実測していない場合は、各一般廃棄物種類の収集運搬量を比重で除すことによって、算出する。比重としては、以下のデータを利用する。 *比重データ省略</p> <p>1. 11. 1. 10 中間処理投入量 中間処理投入量とは、中間処理に投入される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 11 資源化投入量 資源化投入量とは、資源化に投入される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1. 11. 1. 12 資源化ライン別ののべ稼働時間 各資源化ライン別ののべ稼働時間は、当該資源化ラインの年間稼働時間に従事人数を乗じて算出する。</p> <p>1. 11. 1. 13 最終処分投入量 最終処分投入量とは、最終処分に投入される一般廃棄物の重量を指す。なお、この重量は埋立処分される重量である。</p> <p>1. 11. 1. 14 委託区分 委託区分とは、委託料もしくは組合負担金を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1. 11. 1. 15 指定袋やシール等の販売区分 指定袋やシール等の販売区分とは、指定袋やシールの販売収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1. 11. 1. 16 家庭系直接搬入ごみの手数料区分 家庭系直接搬入ごみの手数料区分とは、家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1. 11. 1. 17 事業系直接搬入ごみの手数料区分</p>	-	-

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>事業系直接搬入ごみの手数料区分とは、事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1. 11. 1. 18 受託区分 受託区分とは、近隣市町村からの受託収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1. 11. 1. 19 集団回収 集団回収とは、市民団体等による資源回収において、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものを指す。</p> <p>1. 11. 1. 20 直接搬入 直接搬入とは、住民や事業者が市町村の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接持ち込むことを指す。</p> <p>1. 11. 2 会計関連の用語</p> <p>1. 11. 2. 1 費用 費用とは、①一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、②資産の流出もしくは減損、または負債の発生 の形による経済的便益またはサービス供給能力の減少であつて、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の減少原因をいう。 なお、固定資産形成や長期金融資産への資本的支出は、費用として計上されない。</p> <p>1. 11. 2. 2 収益 収益とは、①一会計期間中における活動の成果として、②資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス供給能力の増加であつて、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の増加原因をいう。</p> <p>1. 11. 2. 3 資産</p>	-	-

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。</p> <p>1.11.2.4 負債</p> <p>負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。</p> <p>1.12 対象とする費目</p> <p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目を表1-2（*省略）に示す。</p>	—	—
—	—	第二章	一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領
—	—	I	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
1.5.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。
4.4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。	2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
負債一覧の構成		負債一覧の構成	
4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の意義	「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理したものを指す。	—	—
4.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成目的	一般廃棄物の処理に関する事業に係る遊休資産・過剰資産等を有効に活用することが可能となる。 また、資産の更新・修繕計画策定の際の基礎資料となる。	—	—
4.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式	*省略		一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式第1号のとおりとする。
4.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債	—	—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
債一覧の作成方法			
4.4.2 資産の部	<p>資産は、資産の定義に該当するものについては、その形態を表す科目によって表示する。</p> <p>資産は、「金融資産」及び「非金融資産」に分類して表示する。</p>	<p>3 資産の部 (1) 総則</p>	<p>資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。</p> <p>資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。</p> <p>資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「その他」に区分して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産の状況を明らかにするという目的に鑑み、「流動資産」「固定資産」の区分を行わない。</p>
4.4.2.1 金融資産	<p>金融資産は、「資金」と「金融資産（資金を除く）」に分類して表示する。</p> <p>金融資産については、一部事務組合が保有するもののみを記載する。</p> <p>(1) 資金 資金は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）から構成される。このうち、現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含むことに留意を要する。</p> <p>(2) 金融資産（資金を除く） 金融資産（資金を除く）は、「債権」、「有価証券」及び「投資等」に分類して表示する。</p> <p>債権は、「未収金」、「貸付金」及び「その他の債権」に分類して表示する。</p>	—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	未収金は、基準日時点における未収金をいう。 貸付金は、貸付先に対する融資残高を計上する。 その他の債権は、上記税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をいう。 有価証券、出資金、その他の投資は、取得原価で計上する。 投資等は、「出資金」及び「その他の投資」に分類して表示する。		
—	—	(2) 用語の定義	資産の取得価額は、取得原価を基礎として計上を行う。ただし、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。 資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金（補助金等）を財源とした場合でも、支出金相当額を取得価額から控除しない。
—	—		固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―Dに準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
—	—		減価償却・耐用年数等については、償却資産は、原則として取得年度の翌年度から毎年度減価償却を行うものとする。減価償却は資産の区分ごとに原則として定額法によって行うものとする。 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第25号）に規定されている耐用年数に従うこととする。
—	—		固定資産の計上方法については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知）」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
4.4.2.2 非金融資産	非金融資産は、「事業用資産」及び「繰延資産」に分類して表示する。	—	—
(1) 事業用資産	事業用資産は、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に分類して表示する。 有形固定資産については、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。	(3) 有形固定資産	有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであり、かつ原則として取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。
	有形固定資産は、部門ごとに表示科目を設けて計上する。 具体的には、収集運搬部門有形固定資産、中間処理部門有形固定資産、最終処分部門有形固定資産、資源化部門有形固定資産、管理部門有形固定資産の表示科目を用いる。 土地については、取得原価を計上する。 施設、装置、重機、車両、その他固定資産については、50万円以上の重要資産の取得原価を計上する。また、公有財産台帳や物品管理簿等の記載価格を基礎とする。 資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金等支出金（補助金等）を利用した場合でも、支出金分を取得原価から控除しない。 建設仮勘定は、有形固定資産あり、建設中のものを取得するための支出額を計上する。		有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具体的には、「土地」「施設設備」「車両等」及び「建設仮勘定」に区分して表示する。 減価償却の方法について注記する。
	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。 具体的には、ソフトウェア、その他無形固定資産等の表示科目を用いる。 ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産	(4) 無形固定資産	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。 具体的には、「ソフトウェア」、「その他」に区分して表示する。 ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、ソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。		として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該年度において費用処理を行う。 減価償却の方法について注記する。
—	—	(5) その他	その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産をいう。
(2) 繰延資産	繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。地方債発行費、開発費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために、経過的に繰延資産として計上することができる。	—	—
4.4.3 負債の部	負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧に計上する負債の金額の測定については、それぞれ負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用いる。 負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類して表示する。	4 負債の部 (1) 総則	負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。 負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表では、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を区分して表示し、「流動負債」「固定負債」の区分を行わない。
4.4.3.1 流動負債	地方債(短期)は、市町村が発行した地方債のうち、1年以内に返済予定のものをいう。 短期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以	(2) 地方債	地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係るものをいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	内に返済予定のものをいう。		
4.4.3.2 非流動負債	地方債（長期）は、市町村が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいう。	—	—
	長期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予定が1年超のものをいう。	—	—
—	—	(3) 長期未払金	長期未払金は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務をいう。
		(4) 退職手当引当金	退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に従事する職員に係る金額をいう。 退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定する。 ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。
—	—	(5) その他	その他は、上記以外（賞与等引当金など）の負債をいう。
		II	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
1.5.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てることができる。	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、一般廃棄物の処理（収集運搬、中間処理（焼却・資源化等）、最終処分（埋め立て））について、対象期間に要した費用を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常的な処理原価の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。 原価計算書においては、作業部門（収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門）における処理原価を算定し、各作業部門の原価は、生活系・事業系に区分して表示する。
2.1 一般廃棄物	「原価計算」とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業のうち主として一般廃棄物の処理を行う事業に係る費用を部	—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
の処理に関する事業に係る原価計算書の意義	門毎に把握し、その金額を一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の重量単価を算出することを指す。原価計算の結果等を取りまとめた書類を「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」という。		
2.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的	<p>市町村が、納税者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示するために、作成する。</p> <p>市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業及びその運営のあり方を検討するための基礎情報とするために、作成する。</p> <p>市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業を、能率的に運営し、社会経済的に効率的な事業となるようにする見地から、そのアウトカムと投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証するための基礎情報とするために、作成する。</p> <p>すなわち、一般廃棄物の処理に関する事業（一般廃棄物の収集運搬体制の変更や有料化施策の導入等）を検討する際の判断材料、及び変更・導入する際の議会や住民への説明材料の一つとして活用することができる。</p> <p>また、人口規模や産業構造が類似している市町村や一般廃棄物処理体制が類似している市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書を比較することにより、コスト面で優れた市町村の状況をベンチマークとして自らの一般廃棄物の処理に関する事業の改善を図ることができる。</p>	—	—
2.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法		—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
2.4.1 一般廃棄物の分類	<p>一般廃棄物を以下の20種類に分類して、一般廃棄物種類毎の原価を算出する。</p> <p>なお、以下の一般廃棄物種類のうち、作成主体が収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分のいずれも行っていない区分については、原価算出の対象としない。</p> <p>以下の一般廃棄物種類のうち、複数の分類を同時に収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分を行っている場合には、2.4.2以下に示す方法により、各一般廃棄物種類別に原価を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 燃やすごみ ② 燃やさないごみ ③ 粗大ごみ ④ アルミ缶 ⑤ スチール缶 ⑥ 無色のガラス製の容器 ⑦ 茶色のガラス製の容器 ⑧ その他のガラス製の容器 ⑨ リターナブルびん ⑩ ペットボトル ⑪ 白色トレイ ⑫ プラスチック製容器包装 ⑬ 紙製容器包装 ⑭ 紙パック ⑮ 段ボール ⑯ 古紙 ⑰ 古布 ⑱ 生ごみ ⑲ その他の資源ごみ 	-	-

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	⑩ その他のごみ		
2.4.2 原価計算の流れ	<p>各部門の費用を一般廃棄物種類別に配賦した後、それらの費用を一般廃棄物種類別に合算した金額が、一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額（円/年）となる。</p> <p>複数の部門に跨る費用について部門別の費用を把握できない場合は、適切な配賦基準で部門別に配賦する。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用と、その他の事業に係る費用と区別して把握していない場合は、適切な基準で一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用を把握する。</p> <p>可能な限り、一般廃棄物種類別に費用を把握するが、一般廃棄物種類別に把握できない費用については、適切な配賦基準で一般廃棄物種類別に配賦する。</p> <p>部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理単価（＝原価）（円/kg）は、各部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額を各部門への投入量で除すことによって算出する。例えば、燃やすごみの収集運搬部門原価は、燃やすごみ収集運搬量で除し、単位は（円/kg-燃やすごみ収集運搬量）、燃やすごみの中間処理部門原価は、燃やすごみ中間処理投入量で除し、単位は（円/kg-燃やすごみ中間処理投入量）となる。</p> <p>資源物の売却やごみ発電の売電等に伴う収益については、費用とは別途計上し、原価の算出には加えない。</p> <p>*図2-1省略</p>	—	—
2.4.3 原価計算書の対象とする費用	<p>一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分及びその管理に係る費用を原価計算書の対象と</p>	(1) 原価計算書の構成	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、作業部門ごとに「人件費」、「物件費等」及び「移転費用」に区分して表示する。</p> <p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第2号</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>する。</p> <p>毎年4月1日から翌年の3月31日までの一か年に、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸計上せず、当年度の費用として処理する。</p> <p>対象とする費用は、各作業部門・管理部門における経常業務費用とする。経常業務費用を、「人件費」、「物件費」及び「経費」に分類する(表2-1参照)。</p> <p>国庫支出金や都道府県支出金等支出金を利用した場合でも、支出金分を費用から控除しない。財産処分に係る返還金については、原価計算書の対象とはしない。</p> <p>以下の項目は、原価計算書の対象とはしない非原価項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> － ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 － 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 － 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 － 広報・普及啓発に係る費用 － リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用 － 不法投棄防止対策に係る費用 － 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 － 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用 － 資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金 － 一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」及び「補償・賠 		<p>のとおりとする。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準						
	<p>償金」</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失 事故が原因で資産除却を行った場合の当該資産の帳簿価額から処分可能価額を控除した金額 <p>表 2-1 原価計算書の対象とする費用</p> <p>表 2-1 原価計算書の対象とする費用</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」</td> </tr> <tr> <td>物件費</td> <td>「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費負担」、「その他の物件費」</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」</td> </tr> </table>	人件費	「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」	物件費	「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費負担」、「その他の物件費」	経費	「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」		
人件費	「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」								
物件費	「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費負担」、「その他の物件費」								
経費	「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」								
2.4.4 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法	*省略	(2) 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法	各部門に計上する金額は、原則としてその内容に応じて各部門に計上する。 生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握することが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など合理的な基準により按分して計上することができる。						
2.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の様式	*省略		一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第2号のとおりとする。						
2.4.3.1 人件費	人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及び「その他の人件費」をいう。	2 処理原価 (1) 人件費	人件費は、給料、職員手当等、共済費、報酬、退職給与金等をいう。 人件費は、「職員給与費(一般職)」「職員給与費(技能職)」「退職手当引当金繰入額」「その他」に区分して表示する。						

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託等の区別は問わない。 職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。		
—	—	①職員給与費（一般職）	職員給与費（一般職）は、一般職に係る職員給与費をいう。 【各部門に計上する金額】 職員給与費（一般職）は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。
—	—	②職員給与費（技能職）	職員給与費（技能職）は、技能職に係る職員給与費をいう。 【職員給与費（技能職）－収集運搬部門】 収集運搬部門の技能職（収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。 【職員給与費（技能職）－中間処理部門】 中間処理部門の技能職（クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。 【職員給与費（技能職）－最終処分部門】 最終処分部門の技能職（埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。
	退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給	③退職手当引当金繰入額	退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額をいう。 【各部門に計上する金額】 退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤続年数で除した金額を計上する。		
	その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当額以外の人件費（共済費等）をいう。	④その他	その他には、上記職員給与費（技能職・一般職）及び退職手当引当金繰入額以外の人件費（会計年度任用職員に係る人件費、賞与等引当金繰入額など）をいう。 【各部門に計上する金額】 その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。
2.4.3.2 物件費	物件費は、「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。	(2) 物件費等	物件費等は、「処理費」「委託費」「減価償却費」「その他」に区分して表示する。
	物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。	①処理費	処理費は、以下の項目をいう。 【処理費－収集運搬部門】 収集運搬費…収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいう。 【処理費－中間処理部門】 中間処理費…処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。 【処理費－最終処分部門】 最終処分費…埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。
	委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当する。	②委託費	委託費は、収集運搬、中間処理（焼却・資源化等）、最終処分（埋め立て）の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。 【委託費－収集運搬部門】 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			<p>【委託費－中間処理部門】 中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p> <p>【委託費－最終処分部門】 最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p>
	<p>減価償却費は、事業用資産について、以下に示す方法で算出された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。 減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上のものとする。追加投資についても同様の扱いとする。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とする。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計）を減価償却の対象とする。</p> <p>最終処分場以外の事業用資産の減価償却費は、定額法で計算し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減</p>	<p>③減価償却費</p>	<p>減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該年度の負担となる資産価値減少額をいう。 減価償却の対象となる資産は、有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く）と無形固定資産（ソフトウェア等）となる。</p> <p>【各部門に計上する金額】 減価償却費は、その対象資産の使用状況等に応じて、各部門に計上する。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>減価償却費は次式により算定する。</p> <p>生産高比例法による最終処分場の減価償却費 =最終処分場の取得価額× (当該年度の埋立量/全体計画埋立量)</p> <p>※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。</p> <p>定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数については、想定耐用年数(計画における使用可能年数)とする。</p> <p>ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数を参考にする。</p>		
	<p>資産が滅失した場合は、除却を行う。事故等ではなく政策的判断で除却を行った場合、当該資産の帳簿価額をその他の物件費に計上する。なお、事故が原因で資産の除却を行った場合は、当該資産の帳簿価額を一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の特別損失として計上する。また、対象期間に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用及び対象期間に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に係る費用については、その総額を引当金として一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の注記に記載し、当該年度の負担に属する金額を引当金繰入額として一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の注記に記載する。</p> <p>その他の物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。例えば、旅費、需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料及び賃借料等が挙げられる。</p>	④その他	<p>その他は、上記処理費、委託費、減価償却費以外の物件費等をいう。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>その他は、内容に応じて各部門に計上する。</p>
3.4.2.2	経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性(非	(3) 移転	移転費用は、毎年度経常的に発生する非交換性(非対価性)の

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
経常移転支出	対価性) 支出をいう。 経常移転支出は、「扶助費等支出」、「補助金等支出」及び「その他の経常移転支出」をいう。 扶助費等支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出をいう。 補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出をいう。例えば、資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金が該当する。 その他の経常移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出以外の経常移転支出をいう。	費用	支出をいう。 移転費用は、「組合分担金等(処理及び維持管理費)」「その他」に区分して表示する。
2.4.3.2物件費	組合負担金は、一部事務組合に対する分担金をいう。	①組合分担金等(処理及び維持管理費)	組合分担金等(処理及び維持管理費)は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「組合分担金」のうち、処理及び維持管理費に係るものをいう。
—	—	②その他	その他は、上記組合分担金等(処理及び維持管理費)以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用(経常費用)をいう。
2.4.5 原価計算書の対象とする収益	一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が収集した一般廃棄物又は市町村の処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物に係る収益を原価計算書の対象とする。 対象とする収益は、業務収益とする。業務収益を、「自己収入」、「その他の業務収益」に分類する。 ただし、収益は、費用とは別途計上し、原価の算出には加えず、一般廃棄物種類毎の収益の合計金額を算出する。	—	—
		Ⅲ	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書
1.5.2 一般廃棄物	市町村が行う一般廃棄物処理(原価計算書の対象)を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。		収益を明らかにするもので、一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。
3.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の意義	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書とは、「一般廃棄物会計の対象期間における市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う費用と当該事業から得られた収益の取引高」を表示したものを指す。	—	—
3.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成目的	一般廃棄物の処理に関する事業の効率性や経済性を検証できるとともに、その効果（アウトカム）を評価する上で有用な情報を得ることができる。	—	—
3.4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「特別損失」及び「経常収益」に区分して表示する。	2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。
—	—		一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様式第3号のとおりとする。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
－	－		費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。
3.4.2 経常費用	経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。 経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して表示する。	3 経常費用 (1) 総則	経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。 経常費用は「処理原価」と「管理費用」に区分して表示する。
3.4.2.1 経常業務費用	経常業務費用には、原価計算書で対象とした費用に加え、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」を管理部門の経常業務費用として計上する。 以下の項目は、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」に含まれる。 － ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 － 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 － 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 － 広報・普及啓発に係る費用 － リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用 － 不法投棄防止対策に係る費用 － 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 － 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用 「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」以外の費用については、「その他費用」として記載する。	－	－
		(2) 処理原価	「処理原価」は、原価計算書にて算定された費用をいう。 「処理原価」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」に区分して表示する。
		(3) 管理費用	「管理費用」は、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務に係る費用をいう。 「管理費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に区分して表示する。
2.4.3.1 人件費	人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及び「その他の人件費」をいう。	①人件費	収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない管理部門に係る「人件費」をいう。
	人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託等の区別は問わない。 職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。		「職員給与費」「退職手当引当金繰入額」「その他」の人件費をいう。
	退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤続年数で除した金額を計上する。		
	その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当額以外の人件費（共済費等）をいう。		
2.4.3.2 物件費	物件費は、「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。	②物件費等	収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない管理部門に係る「委託費」「減価償却費」「その他」の物件費等をいう。
	物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をい		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>う。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。</p>		
	<p>委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当する。</p>		
	<p>減価償却費は、事業用資産について、以下に示す方法で算出された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上のものとする。追加投資についても同様の扱いとする。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とする。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計）を減価償却の対象とする。</p> <p>最終処分場以外の事業用資産の減価償却費は、定額法で計算</p>		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減価償却費は次式により算定する。</p> <p>生産高比例法による最終処分場の減価償却費 =最終処分場の取得価額× (当該年度の埋立量/全体計画埋立量)</p> <p>※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。</p> <p>定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数については、想定耐用年数(計画における使用可能年数)とする。</p> <p>ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数を参考にする。</p>		
	<p>資産が滅失した場合は、除却を行う。事故等ではなく政策的判断で除却を行った場合、当該資産の帳簿価額をその他の物件費に計上する。なお、事故が原因で資産の除却を行った場合は、当該資産の帳簿価額を一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の特別損失として計上する。また、対象期間に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用及び対象期間に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に係る費用については、その総額を引当金として一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の注記に記載し、当該年度の負担に属する金額を引当金繰入額として一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の注記に記載する。</p> <p>その他の物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。例えば、旅費、</p>		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	需用費（印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等）、使用料及び賃借料等が挙げられる。		
3.4.2.2 経常移転支出	経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性（非対価性）支出をいう。 経常移転支出は、「扶助費等支出」、「補助金等支出」及び「その他の経常移転支出」をいう。 扶助費等支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出をいう。 補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出をいう。例えば、資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金が該当する。 その他の経常移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出以外の経常移転支出をいう。	③移転費用	毎年度経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出のうち、収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない「組合分担金等（処理及び維持管理費）」「その他」の移転費用をいう。
2.4.3.2 物件費	組合負担金は、一部事務組合に対する分担金をいう。		
2.4.3.3 経費	経費は、「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」及び「その他の経費」をいう。	④その他管理費用	その他管理費用は、「支払利息」等の収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業のその他の管理費用をいう。 支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの及び、他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額をいう。
	公債費（元本を除く）は、市町村が発行している地方債に係る利息負担金額、地方債発行償却をいう。地方債発行償却は、繰延資産である地方債発行費を償却したものをいう。 借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金の利息		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>負担額をいう。</p> <p>貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済のないことが確定した借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金に係る利息負担金額をいう。</p> <p>貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済のないことが確定した金額及び返済の可能性が低いものとして合理的に見積もった金額を計上する。</p> <p>その他の経費は、上記公債費（元本を除く）、借入金支払利息及び貸倒引当金繰入以外の経費をいう。</p>		
3.4.4 経常収益	<p>経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類して表示する。</p>	4 経常収益 (1) 総則	<p>経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に区分して表示する。</p>
3.4.4.1 経常業務収益	<p>経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類して表示する。</p>	—	—
2.4.5.1 自己収入	<p>(1) 業務収益</p> <p>業務収益は、原価計算書で対象とする収益と同様とし、「自己収入」及び「その他の業務収益」に分類して表示する。</p> <p>自己収入は、市町村がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料等の形態で徴収する金銭をいう。</p> <p>自己収入には、「指定袋やシール等の販売収入」、「家庭系直接搬入ごみの手数料収入」、「事業系直接搬入ごみの手数料収入」、「近隣市町村からの作業委託収入」が含まれる。</p>	(2) 使用料及び手数料	<p>使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料をいう。</p> <p>使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」「その他」に区分して表示する。</p>
	<p>(1) 指定袋やシール等の販売収入</p> <p>一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入を把握する。</p> <p>一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入が把握できな</p>	①指定袋・シール等販売収入	<p>指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の販売収入をいう。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>い場合は、指定袋やシール等の販売区分別の販売収入を把握する。</p> <p>指定袋やシール等の販売区分別の販売収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入を算出する。(図2-48*省略)</p>		
	<p>(2) 家庭系直接搬入ごみの手数料収入</p> <p>一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。</p> <p>一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入が把握できない場合は、家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。</p> <p>家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を算出する。(図2-49*省略)</p>	②直接搬入ごみ手数料	<p>直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、事業系直接搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入をいう。</p>
	<p>(3) 事業系直接搬入ごみの手数料収入</p> <p>一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。</p> <p>一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入が把握できない場合は、事業系直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握する。</p> <p>事業系直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を算出する。</p>	③その他	<p>その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料をいう。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
2.4.5.2 その他の業 務収益	<p>る。(図2-50*省略)</p> <p>(4) 近隣市町村からの受託収入 一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入を把握する。</p> <p>一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入が把握できない場合は、作業委託区分別の近隣市町村からの作業委託収入を把握する。</p> <p>近隣市町村からの作業委託収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入を算出する。(図2-51*省略)</p> <p>その他の業務収益は、自己収入以外の業務収益をいう。</p> <p>その他の業務収益には、資源売却収入及び売電収入が含まれる。</p> <p>(1) 資源売却収入 一般廃棄物種類別の資源売却収入を把握する。</p> <p>(2) 売電収入 売電収入を把握する。</p>		
3.4.4.1 経常業務収 益	<p>(2) 業務外収益 業務外収益は、「受取利息等」及び「その他の業務外収益」に分類して表示する。</p> <p>受取利息等は、一部事務組合が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息等をいう。</p> <p>その他の業務外収益は、上記受取利息等以外の業務外収益をいう。例えば、資産等の売却収入等が挙げられる。</p>	—	—
3.4.4.2 経常移転収 入	<p>経常移転収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをさし、「国</p>	(3) 補助 金等収入	<p>補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	庫支出金(補助金、交付金)及び「都道府県支出金」(補助金等)が該当する。 経常移転収入は、「資産形成に資する支出金」、「その他の支出金」に区分する。 資産形成に資する支出金については、資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分を計上する。 その他の支出金については、支出金全額を計上する。		補助金等収入は、「国県等支出金(運営費補助金等)」「[一部事務組合等]市町村分担金(処理及び維持管理費)」「その他」に区分して表示する。
—	—	①国県等支出金(運営費補助金等)	国県等支出金(運営費補助金等)は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものをいう。
—	—	②[一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から経常的に支払われる分担金をいう。
—	—	③その他	その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)以外の補助金等収入をいう。
—	—	(4)その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入をいう。 その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に区分して表示する。
—	—	①資源物等売却収入	資源物等売却収入は、資源物等の売却収入をいう。
—	—	②売電等収入	売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰電力の売却収入をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
—	—	③その他	その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経常収入をいう。
3.4.3 特別損失	<p>一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」94及び「補償・賠償金」は、特別損失として別途計上する。</p> <p>不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失は、特別損失として別途計上する。</p> <p>事故が原因で資産の除却を行った場合の当該施設の帳簿価額は、特別損失として別途計上する。</p> <p>施設の解体を行った場合、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p>	5 経常外費用 (1) 総則	<p>経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常外費用は、「移転費用」「その他」に区分して表示する。</p>
—	—	(2) 移転費用	<p>移転費用は、非経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。</p> <p>移転費用は、「組合分担金等（建設・改良費）」「その他」に区分して表示する。</p>
—	—	①組合分担金等（建設・改良費）	組合分担金等（建設・改良費）は、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費（資産形成を伴うもの）のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係る一部事務組合等への負担金をいう。
—	—	②その他	その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常外費用）をいう。
—	—	(3) その他	<p>その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の経常外費用をいう。</p> <p>その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に区分して表示する。</p>
—	—	①災害廃棄	災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理について国庫補助金

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
		物処理事業経費	交付要綱の適用を受けたもの等、何らかの補助を受けた事業に係る経費をいう。
—	—	②資産除売却損	資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額をいう。
—	—	③その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業経費、資産除売却損以外の経常外費用をいう。
—	—	6 経常外収益 (1) 総則	経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に区分して表示する。
—	—	(2) 施設整備補助金等収入	施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非経常的に支払われるものをいう。 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金（施設整備補助金）」「[一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）」「その他」に区分して表示する。
—	—	①国県等支出金（施設整備補助金）	国県等支出金（施設整備補助金）は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。
—	—	②[一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から非経常的に支払われる分担金をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
—	—	③その他	その他は、上記国県等支出金（施設整備補助金）、市区町村分担金（建設・改良費）以外の施設整備に係る補助金をいう。
—	—	(3) その他	その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常外収益をいう。 その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その他」に区分して表示する。
—	—	①災害廃棄物処理事業収益	災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理について国庫補助金交付要綱の適用を受けたものや東京電力の賠償等、何らかの補助を受けた事業に係る収益をいう。
—	—	②資産売却益	資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をいう。
—	—	③その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常外収益をいう。
3.4.5 注記に記載 する事項	<p>3.4.5.1 施設解体引当金繰入額</p> <p>対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該施設を将来解体した場合に係る費用の総額を当該施設の想定耐用年数で除した金額を、施設解体引当金繰入額として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>施設の解体費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p> <p>3.4.5.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額</p> <p>対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該最終処分場を将来閉</p>	—	—

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>鎖した後の廃止までの維持管理に係る費用の総額を当該最終処分場の想定耐用年数で除した金額を、最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>最終処分場の閉鎖後維持管理費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p> <p>3.4.5.3 地元還元施設に係る費用</p> <p>温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.4 地元還元施設に係る収益</p> <p>温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る収益を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.5 取付道路に係る費用</p> <p>一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.6 取付道路に係る収益</p>		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る収益を注記に記載する。新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p>		
<p>4.4.4 注記に関する事項</p>	<p>4.4.4.1 施設解体引当金 対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができる場合には、施設解体引当金として注記に記載する。 なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>4.4.4.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金 対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができる場合には、最終処分場閉鎖後維持管理引当金として注記に記載する。 なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>4.4.4.3 地元還元施設に係る資産 温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る資産を注記に記載する。 新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.4 地元還元施設に係る負債 温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	<p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.5 取付道路に係る資産 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る資産を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.6 取付道路に係る負債 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p>		
		IV	注記
—	—	1 財務書類の 作成方針	一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあたっての、財務書類の作成方針を記載する。
—	—	2 重要な会計 方針の変更	<p>重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。</p> <p>①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容</p> <p>②表示方法を変更した場合には、その旨</p>
—	—	3 重要な後発 事象	<p>会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げるものを記載する。</p> <p>①重大な災害等の発生</p>

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			②その他重要な後発事象
—	—	4 追加情報	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項を記載する。</p> <p>①3Rに係る先進的な取組事例</p> <p>②循環型社会の形成に資する施設の整備状況</p> <p>③場外余熱等利用施設の状況</p>
—	—	5 その他特記事項	<p>その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して記載する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用（火災時の事故を終息させるための費用、修理費用） ・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等 ・リチウムイオン電池の処理等に関する事項 ・啓発活動に関する事項 ・その他